



畜産農家の皆様へ（豚編）

家畜伝染病予防法が改正されました － 飼養衛生管理基準の見直しと早期通報の徹底 －

- 昨年の口蹄疫の発生を踏まえて、「発生の予防」と「早期の発見・通報」が徹底されるよう、家畜伝染病予防法が大きく見直されました。
- 家畜飼養者の皆様は、より具体的になった飼養衛生管理基準に基づいて、日頃の衛生管理を行うとともに、口蹄疫が疑われるような「特定の症状」があれば、最寄りの家畜保健衛生所へすぐに通報してください。

新しい飼養衛生管理基準のポイント

1. 最新情報の確認

家畜保健衛生所などの講習会への参加や農林水産省のホームページなどを通じて、伝染病の発生予防などに関する情報を積極的に把握しましょう。

2. 衛生管理区域の設定と消毒の徹底

畜舎とその周辺区域を衛生管理区域としてわかるようにした上で、この区域に出入りする車両、人及び物品は、必ず消毒（消毒に適さないものは洗浄で可）しましょう。

衛生管理区域専用の衣服と靴（上着やブーツカバーでも可）を使用し、畜舎へ出入りする際には、靴の消毒と手指の洗浄又は消毒をしましょう。

3. 家畜の健康観察と早期通報

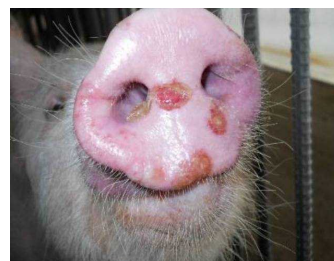
毎日、家畜の健康観察を行い、異状が確認されたら直ちに家畜保健衛生所に通報しましょう。

農場へ立ち入った人や車両、導入した家畜の記録を取っておきましょう。

〔家畜保健衛生所への届出が必要となる「特定の症状」の例〕



蹄冠部皮膚のびらん



鼻平面の潰瘍

39.0度以上の発熱、鼻やひづめに水ほうやびらん、哺乳豚の半数以上の死亡などがあれば、家畜保健衛生所へ届け出ることが義務化されました。

4. 悪性伝染病の発生に備えた埋却などの準備

埋却用の土地を準備しておきましょう。

問い合わせ先：広島県北部家畜保健衛生所
電話0824-72-2015（内線2406, 2407）
FAX 0824-72-7334